2

(一)　学校設置者等が講ずべき措置等

(1)　犯罪事実確認義務等

学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について、当該業務を行わせるまでに、犯罪事実確認書による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行わなければならないこととした。（第四条第一項関係）

(2)　学校設置者等は、やむを得ない事情により、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行いうとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければ学校等又は児童福祉事業の運営に著しい支障が生ずるときは、その者の犯罪事実確認は、その者を当該業務に従事させた日から一定の期間内に行うことができることとした。ただし、学校設置者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならないこととした。（第四条第二項関係）

(3)　学校設置者等は、この法律の施行の際、学校等又は児童福祉事業について教員等としてその本来の業務に従事させている者等については、一定の期間内に、その全ての者について、犯罪事実確認を行わなければならないこととした。（第四条第三項関係）

(4)　学校設置者等は、犯罪事実確認を行った教員等をその者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き教員等としてその本来の業務に従事させるときは、一定の期間内に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならないこととした。（第四条第四項関係）

(二)　児童対象性暴力等を把握するための措置

(1)　学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置を実施しなければならないこととした。（第五条第一項関係）

(2)　学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置を実施しなければならないこととした。（第五条第二項関係）

(三)　犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置

学校設置者等は、(一)による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、(二)の(1)の措置により把握した状況、(二)の(2)の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六条関係）

(四)　児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置

学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならないものとし、児童等が教員等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならないこととした。（第七条関係）

(五)　研修の実施

学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させなければならないこととした。（第八条関係）

(六)　犯罪事実確認記録等の管理に関する措置

犯罪事実確認を行わなければならない者及び犯罪事実確認記録の提供を受ける市町村の教育委員会（以下「犯罪事実確認実施者等」という。）は、犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一一条関係）

(七)　利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止

犯罪事実確認実施者等は、一定の場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは(三)の措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこととした。（第一二条関係）

(八)　犯罪事実確認記録等の適正な管理等

犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならないこととし、犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならないこととした。（第一三条及び第一四条関係）

(九)　定期報告等

犯罪事実確認実施者等からの定期報告、犯罪事実確認実施者等に対する報告徴収及び立入検査並びに命令、犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認義務に違反した場合の公表等について、所要の規定を設けることとした。（第一五条～第一八条関係）

3

民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等

(一)　認定の申請等

(1)　民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業について、2により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下この3(2)を除く。）において「認定」という。）を受けることができることとした。（第一九条関係）

(2)　民間教育保育等事業者及び事業運営者（民間教育保育等事業者から委託等を受けて民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。）は、その行う民間教育保育等事業について、2により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下「共同認定」という。）を受けることができることとした。（第二一条第一項及び第二項関係）

(3)　認定等の基準、欠格事由等について所要の規定を設けることとした。（第二〇条及び第二一条第三項関係）

(二)　認定等の公表

内閣総理大臣は、認定又は共同認定（以下「認定等」という。）をしたときは、その旨並びに認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者（以下「認定事業者等」という。）の氏名又は名称等の事項を、認定等の申請者に通知し、公表することとした。（第二二条関係）

(三)　認定等の表示

(1)　認定事業者等は、認定等に係る民間教育保育等事業に関する広告等に、内閣総理大臣が定める表示を付することができることとした。（第二三条第一項関係）

(2)　何人も、(1)による場合を除くほか、広告等に(1)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととした。（第二三条第二項関係）

(四)　児童対象性暴力等対処規程の遵守義務

認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程（認定事業者等が作成した、2の(三)及び(四)と同様の措置を定めた規程をいう。）を遵守しなければならないこととした。（第二五条関係）

(五)　犯罪事実確認義務等

(1)　認定事業者等は、認定等に係る教育保育等従事者について、2の(一)と同様の犯罪事実確認を行わなければならないこととした。（第二六条第一項～第三項及び第六項関係）

(2)　その他認定事業者等による犯罪事実確認について所要の規定を設けることとした。（第二六条第四項、第五項及び第七項関係）

(六)　犯罪事実確認記録等の適正な管理等

認定事業者等は、2の(八)と同様の犯罪事実確認記録等の適正な管理等を行わなければならないこととした。（第二七条関係）

(七)　定期報告等

認定事業者等からの定期報告、認定事業者等に対する報告徴収及び立入検査並びに命令、認定の取消し等について、所要の規定を設けることとした。（第二四条及び第二八条～第三二条関係）